

Q 1	市外に住んでいますが、士別市内で営農しています。対象となりますか。
A 1	士別市内に住所があることが要件となっているため、対象となりません。

Q 2	今年度、農業を辞めているまたは離農予定の場合は対象となりますか。
A 2	令和5年度も農業経営を継続する意向がある事が条件のため、対象となりません。

Q 3	最近、就農（新規参入）したため、確定申告（法人の場合は決算書）を行っていません。対象となりますか。
A 3	新規参入者については、開業した日から8月末までの動力光熱費（営農用）を給付対象とします。その経費に価格上昇率を乗じて、1/2の額を給付対象とします。（上限30万円）

Q 4	当該給付金は課税対象になりますか。
A 4	税務上、益金の額に算入されます（課税対象となります）。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

Q 5	法人を営農していますが、個人でも営農しています。それぞれ申請することは可能ですか。
A 5	令和5年度も農業経営を継続する意向がある場合、可能です。

Q 6	最近、法人経営に移行しましたが、昨年までの個人経営分で申請することは可能ですか。
A 6	昨年の経営費用を対象としていることから、個人経営分で申請することになります。また、申請者・振込口座等は全て個人名で申請することとなります。

Q 7	農業所得が赤字のため、確定申告していないのですが申請できますか。
A 7	農業収入があれば、住民税（市民税・道民税）は申告する必要がありますので、収支内訳書（農業所得用）を基に市役所税務課で事前に申告をお願いします。

**【11.10追加】**

Q 8	来年、子どもに経営移譲することを想定しています。「令和5年度も市内で農業経営を継続する者」という対象要件に該当しますか。
A 8	市内で継続して営農する経営体であれば、対象となります。

【11.10追加】

Q9	令和3年度は営農しており、令和4年度は体調不良で営農できませんでした。令和5年度は営農する予定ですが、対象となりますか。
A9	誓約書兼同意書に記載しているとおりに、意思があれば対象とします。ただし、悪質なケースと判断すれば、返還請求を行うこととなりますので留意願います。